

子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の概要

	ショートステイ(短期入所生活援助)事業	トワイライトステイ(夜間養護等)事業
実施主体	区市町村	区市町村
概要	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育・保護を行う。	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において預かり、生活指導、食事の提供等を行う。
対象児童	下記の事由に該当する家庭の児童(0歳～18歳未満)又は母子等 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ・育児不安など身体上又は精神上の事由 ③出産・看護・自己・災害・失踪など家庭養育上の理由 ④冠婚葬祭・転勤・出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合	下記の事由に該当する、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童(0歳～18歳未満) ①保護者の仕事等の理由により養育することが困難となった場合 ②その他緊急の必要がある場合
保護期間	養育・保護の期間は7日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	夜間(概ね午後10時まで)・宿泊、休日デイサービス ※区市町村長が必要と認めた場合は、延長可
実施施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設
実施方法	①既存施設で実施(児童養護施設、母子生活支援施設等) ②適切な実施施設がない場合等は、区市町村にあらかじめ登録している児童の養育に経験を有する保育士、養育家庭等(区市町村が適当と認めた者。)に委託することができるが、複数登録しておくこと。 ③保育士、養育家庭等に委託する場合には、委託された者の居宅又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行う。	①既存施設で実施(児童養護施設、母子生活支援施設等) ②適切な実施施設がない場合等は、区市町村にあらかじめ登録している児童の養育に経験を有する保育士、養育家庭等(区市町村が適当と認めた者。)に委託することができるが、複数登録しておくこと。 ③保育士、養育家庭等に委託する場合には、委託された者の居宅又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行う。 ④児童等の安全性確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。
会計	第二種社会福祉事業の対象(事業定員が5名以上)となる法人の場合、他の事業とは別に法人会計を設定する。	第二種社会福祉事業の対象(事業定員が5名以上)となる法人の場合、他の事業とは別に法人会計を設定する。
平成21年8月現在	41区市町(64か所) 入所型施設 54か所 通所型施設 3か所 登録型(派遣) 7か所	15区市(21か所) 入所型施設 13か所 通所型施設 7か所 登録型(派遣) 1か所